

1. 4 地震対策

(1) 現状

1) 管路施設の耐震化

下水道は重要なライフラインであり、大規模な地震発生時においても機能の維持が求められる。

しかしながら、本市の管きよはそのほとんどが古くに布設されたヒューム管で、阪神大震災を機に定められた耐震基準に適合していないため、地震発生時には破損するおそれがある。



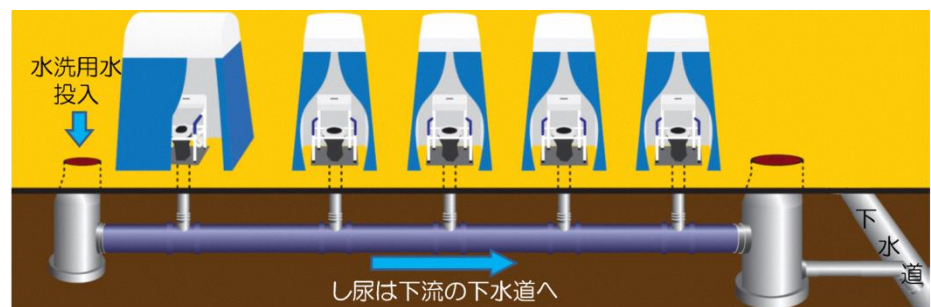
地震による被害事例

出典：(社)日本下水道協会

本市では、平成 15～16 年度にかけ、管路施設の耐震化に向けての調査及び計画策定(武蔵野市公共下水道耐震化計画)を実施した。また、平成 17～21 年度にかけ、地域防災計画において選定した防災拠点及び避難所からの排水を受け入れる管きよ(本管)と人孔の接合部について耐震化を実施した。さらに平成 23 年度には下水道総合地震対策計画を策定し、東日本大震災の被害を踏まえて新たに耐震化が必要と判断した緊急輸送道路下等の箇所について管路施設の耐震化を実施し、平成 26 年度に完了した。

2) マンホールトイレの設置

マンホールトイレとは、マンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもので、避難所となる全市立小中学校に合計 180 個を設置した。



マンホールトイレの仕組み(国土交通省作成資料)

(2) 課題

3) 業務継続計画（BCP）の策定

地震等により下水道施設に被害が生じた際、被害を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能とするため、武蔵野市地域防災計画や武蔵野市業務継続計画に基づき、平成29年2月に武蔵野市下水道事業業務継続計画を策定した。また、平成30年度には詳細BCPを策定予定である。

4) 災害時協定の締結

地震等の災害により本市の管路施設が被災したときに行う復旧支援について、その機能の早急な回復を目的とし、東京都下水道局、多摩地域の市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社及び下水道メンテナンス協同組合との間で「多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関する協定」を平成29年3月に締結した。

効率的な耐震化

今後は、管路施設の改築の中で更生工法により管路施設の耐震化を進める必要がある。

また、業務継続計画や災害時協定といったソフト面の対策の一層の拡充を引き続き検討する必要がある。